



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *1 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *2 警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○ 公安委員会規則

- *1 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- *2 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- *3 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 214 平成20年度和歌山県職員研修所清掃業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (人事課)
- 215 和歌山県西牟婁総合庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
- 216 平成20年度南紀白浜空港周辺整備業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (振興課)
- 217 平成20年度和歌山県教育委員会教育長公用車運行管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)
- 218 和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)
- 219 田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 220 新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 221 和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 222 和歌山県警察本部庁舎等自家用電気工作物保守管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")

○ 警察本部告示

- 2 和歌山県警察放置違反金関係事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

○ 公告

- 入札公告 (人事課)
- " (管財課)
- " (振興課)
- " (教育委員会)

- " (警察本部)
- " (")
- " (")
- " (")
- " (")

○ 諸報

- 入札公告 (警察本部)

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2警察本部以外の項第3号中「妙寺警察署」を「かつらぎ警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月3日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第2号

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

警察職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表伊都郡の項中「妙寺警察署」を「かつらぎ警察署」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月3日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県妙寺警察署の部中「和歌山県妙寺警察署」を「和歌山県かつらぎ警察署」に改め、同表和歌山県田辺警察署の部芳養警察官駐在所（田辺市芳養町）の項中「田辺市芳養町」を「田辺市芳養松原二丁目」に改め、「芳養町」の次に「芳養松原一丁目、芳養松原二丁目」を加え、同表和歌山県新宮警察署の部大橋交番（新宮市大橋通四丁目）の項中「井の沢」の次に「磐盾」を、「馬町二丁目」の次に「相賀」を加え、「春日」を「神倉一丁目」に改め、「神倉二丁目」の次に「神倉三丁目、神倉四丁目」を、「上本町二丁目」の次に「五新」を、「新町三丁目」の次に「高田」を加え、「千穂一丁目の一部」を「千穂一丁目」に、「野田」を「橋本一丁目、橋本二丁目」に改め、「別当屋敷町」の次に「緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目、南檜杖」を加え、同部新宮駅前交番（新宮市新宮）の項中「新宮市新宮」を「新宮市徐福二丁目」に改め、「王子町三丁目」の次に「春日」を、「熊野地二丁目」の次に「清水元一丁目、清水元二丁目、下田一丁

目、下田二丁目、下田三丁目、徐福一丁目、徐福二丁目」を、「田鶴原町二丁目」の次に「野田」を加え、同部広角交番（新宮市新宮）の項を削り、同部三輪崎警察官駐在所（新宮市三輪崎）の項中「三輪崎警察官駐在所」を「三輪崎交番」に、「佐野の一部、三輪崎の一部」を「木ノ川、佐野、佐野一丁目、佐野二丁目、佐野三丁目、新宮の一部、三輪崎」に改め、「三輪崎三丁目」の次に「蜂伏」を加え、同部佐野警察官駐在所（新宮市佐野）の項を削り、同部日足警察官駐在所（新宮市熊野川町日足）の項中「熊野川町赤木」を「熊野川町相須、熊野川町赤木」に改め、「熊野川町上長井」の次に「熊野川町九重、熊野川町篠尾、熊野川町四滝、熊野川町嶋津」を、「熊野川町田長」の次に「熊野川町玉置口」を、「熊野川町西」の次に「熊野川町西敷屋」を、「熊野川町東」の次に「熊野川町東敷屋」を、「熊野川町日足」の次に「熊野川町宮井」を加え、同部宮井警察官駐在所（新宮市熊野川町宮井）の項を削る。

別表第2和歌山県妙寺警察署の項中「和歌山県妙寺警察署」を「和歌山県かつらぎ警察署」に改め、同表に次のように加える。

和歌山県新宮警察署

広角警察官連絡所

新宮市新宮

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県田辺警察署の部芳養警察官駐在所（田辺市芳養町）の項の改正規定は公布の日から、同表和歌山県妙寺警察署の部及び別表第2和歌山県妙寺警察署の項の改正規定は平成20年3月3日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第2号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項及び第3項中「妙寺警察署長」を「かつらぎ警察署長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月3日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第3号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（登録及び登録の更新の申請）」に改め、同条第1項中「第2条第1項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「登録の申請書」を「登録申請書」に、「登録申請書」を「登録・登録更新申請書」に改め、同条第2項中「に規定する登録の申請に対する」を「の登録及び前項の登録の更新の申請に係る」に、「登録申請手数料納付書」を「登録・登録更新申請手数料納付書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第51条の8第6項の登録の更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の6月前から50日前までの間に行うものとする。

別記様式第1号（表）中「登録申請書」を「登録・登録更新申請書」に、「第51条の8第2項」を「第51条の8（第2項・第7項の規定において準用する同条第2項）」に、「登録の」を「（登録・登録の更新）の」に、「登録更新申

請」を「登録の更新の申請」に改める。

別記様式第2号中「登録申請手数料納付書」を「登録・登録更新申請手数料納付書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第214号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県職員研修所清掃業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度和歌山県職員研修所清掃業務

(2) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月29日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税を滞納していない者であること。

(5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

(6) 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者であること。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の都道府県知事の登録（和歌山県知事の登録）を受けている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 経営状況等に関する次に掲げる調書

(ア) 経営規模及び経営状況等総括表

(イ) 営業受託実績及び契約履行状況調書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないものに限る。）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県及び市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 2の（7）の登録を受けていることを証する書面の写し

ク 業務状況一覧表

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(2) (1) のイからサまでに掲げる申請書類については、平成20年2月29日（金）時点で既に和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成10年和歌山県告示第84号）に基づく競争入札参加資格審査申請の審査を経て、競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあっては、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類については質問がある者は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの間に和歌山県総務部総務管理局人事課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付時間及び受付場所

平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は、持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局人事課（人材育成班）

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2138（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4600

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月17日（月）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成20年3月18日（火）までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

（4）説明については、平成20年3月19日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第215号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県西牟婁総合庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 業務の名称

和歌山県西牟婁総合庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務

2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月29日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（3）和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

（4）国税、県税、市町村民税に未納がない者であること。

（5）和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。

（6）一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく国土交通大臣の許

可を得た者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

（1）この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 使用印鑑届

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては賃借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税

（エ）法人市町村民税（営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税）

ク 誓約書

ケ 貨物自動車運送事業法の規定による一般貨物自動車運送事業許可証の写し

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 組織概要図

シ 申告書

（2）（1）のア、イ、オ、ク、コ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

（3）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月14日（金）までの間に和歌山県西牟婁振興局総務室に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の（1）に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月14日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県西牟婁振興局総務室

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

和歌山県西牟婁総合庁舎（1階仮設庁舎内）

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7906（直通）

ファクシミリ番号 0739-26-7913

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月21日（金）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成20年3月26日（水）までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。

（4）説明については、平成20年3月31日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第216号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度南紀白浜空港周辺整備業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間等

（1）業務の名称

平成20年度南紀白浜空港周辺整備業務

（2）契約期間

契約日から平成20年12月16日まで

（3）業務委託期間

平成20年4月21日から平成20年12月16日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月29日（金）現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

（1）自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

（3）和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

（4）国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

（5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始がなされてい

ない者であること。

（6）同種又は類似施設の植樹管理業務（剪定、防除、施肥及び除草）の受託実績があること。

（7）別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

（1）この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 有資格者及び作業予定者名簿

サ 同種又は類似施設の植樹管理業務受託実績

シ 組織概要書

（2）（1）のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月29日（金）時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

（3）（1）のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

（4）（1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月10日（月）までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものと

する。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348 (直通)

ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年3月19日(水)までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月31日(月)までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年4月10日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第217号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県教育委員会教育長公用車運行管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称

和歌山県教育委員会教育長公用車運行管理業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年2月29日(金)現在において、次の(1)から(7)までの全ての要件を満たし、かつ、(8)又は(9)の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(4) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再

生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 運転技能及び礼節に関する教育を受けた自動車管理者(乗務員)1名を、平成20年4月1日から平成21年3月31日まで専任で、県が指定する場所に常駐させることができる者であること。

(7) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を有している者であること。

(8) 過去5年間(平成15年度から平成19年度までの間)において、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、和歌山県又は他の地方公共団体と、次に掲げるいずれの業務も含む同種の契約を締結し、当該業務を良好に行った実績を有する者であること。

ア 自動車の運行及び管理

イ 自動車の運行計画の企画及び立案

ウ 自動車及び付属部品等の整備点検、清掃及び修理

エ 事故の際の処理及び補償

オ その他当該業務に付随する業務

(9) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に掲げる旅客自動車運送事業を営営することについて許可又は免許を受け、現にその旅客自動車運送事業を営営し、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 誓約書

エ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

オ 使用印鑑届

カ 印鑑証明書

キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款

ク 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人事業税又は個人事業税

(ウ) 法人にあっては、法人県民税

(エ) 自動車税

(オ) 個人にあっては県・市町村民税

コ 2の(8)の要件を満たす者にあっては、2の(8)に掲げる業務に係る契約書の写し

サ 2の(9)の要件を満たす者にとっては、2の(9)に掲げる資格を有することを証する書面の写し

(2) (1)のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月7日（金）まで、和歌山県が示す仕様書は平成20年3月10日（月）から平成20年3月14日（金）までの、それぞれ和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。ただし、(1)のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県教育委員会のホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問のある者は平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）午後4時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月11日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3637

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果通知等

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月13日（木）までに通知するとともに、資格を有すると認められた者にとっては、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月18日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月24日（月）までに書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第218号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務

に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 和歌山県警察本部

(イ) 交通センター

(ウ) 鑑識科学センター

(エ) 和歌山県警察本部岡崎庁舎

(オ) 留置管理センター

(カ) 和歌山東警察署

(キ) 和歌山西警察署

(ク) 和歌山北警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月29日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。

(8) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体、企業又は団体等から清掃業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。

(9) 本県警察が定める仕様書に基づき適正に業務を遂行することができるものと認められる業務体制表を提出した

者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 業務体制表

(2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で交付する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により4に掲げる期間に行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の交付及び提出場所

和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月18日（火）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月21日（金）までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、5に掲げる場所に持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第219号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

（ア）田辺運転免許センター

（イ）自動車運転免許第二試験場

（ウ）田辺警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月29日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。
- (8) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体、企業又は団体等から清掃業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
- (9) 仕様書に定める業務を履行できるものであること。
- 3 資格審査申請書類及びその交付方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）
- カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、

仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5の（1）に掲げる場所で交付する。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により4に掲げる期間に行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間

3の（1）に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5の（1）アに掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の交付及び提出場所

(1) 交付場所

ア 和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110（内線2268）
ファクシミリ番号 073-423-0120

イ 田辺警察署会計課

田辺市上の山一丁目2番1号
電話番号 0739-23-0110（内線233）

(2) 提出場所

(1) のアに同じ。

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月18日（火）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月21日（金）までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、5の（1）アに掲げる場所に持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第220号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 新宮運転免許センター

(イ) 新宮警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月29日(金)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税及び県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。

(8) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体、企業又は団体等から清掃業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。

(9) 仕様書に定める業務を履行できるものであること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税

証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年2月29日(金)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5の(1)に掲げる場所で交付する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面(ファクシミリを含む。)により4に掲げる期間に行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月29日(金)から平成20年3月10日(月)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5の(1)アに掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の交付及び提出場所

(1) 交付場所

ア 和歌山県警察本部警務部会計課(施設財産係)

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2268)

ファクシミリ番号 073-423-0120

イ 新宮警察署会計課

新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号

電話番号 0735-21-0110(内線233)

(2) 提出場所

(1) のアに同じ。

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月18日（火）までに通知する。

- 7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1)の説明は、平成20年3月21日（金）までに書面により求めることができる。
 - (3) (2)の書面は、5の(1)アに掲げる場所に持参により提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第221号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度
- (2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務

イ 場所

- (ア) 和歌山県警察本部
- (イ) 交通センター
- (ウ) 和歌山東警察署
- (エ) 和歌山西警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月29日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。
- (8) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体、企業又は団体等から建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条に規定する特定建築物の維持管理業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和54年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を4人以上雇用する者であること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1)のウ、エ、オ及びカに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1)のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、

仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で交付する。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により4に掲げる期間に行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の交付及び提出場所

和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月18日（火）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成20年3月21日（金）までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、5に掲げる場所に持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察本部庁舎等自家用電気工作物保守管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称及び実施場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等自家用電気工作物保守管理業務

イ 実施場所

(ア) 和歌山県警察本部庁舎

(イ) 岡崎庁舎

(ウ) 警察学校

(エ) 鑑識科学センター

(オ) 機動隊庁舎

(カ) 交通センター

(キ) 留置管理センター

(ク) 田辺運転免許センター

(ケ) 航空隊庁舎

(コ) 新宮運転免許センター

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月29日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 和歌山市内に本社、本店、支店又は営業所等を1か所以上設置し、かつ、和歌山県内の田辺市以南地区（田辺市、西牟婁郡、東牟婁郡及び新宮市）内に本社、本店、支店又は営業所等を1か所以上設置している者であること。
- (8) 過去2年間に於いて、国、地方公共団体、企業又は団体等から電気工作物保守管理業務を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
- (9) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）に定

める要件に該当する者であって、同告示第1条の要件に該当する電気主任技術者免状の交付を受けている者及び電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に定める第1種電気工事士免状の交付を受けている者を有し、かつ、24時間対応できる体制を有し、各業務の実施場所へ2時間以内に到達できるものであること。

なお、前段の電気主任技術者免状の交付を受けている者及び第1種電気工事士免状交付を受けている者については、同一の者であって良いものとする。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 電気主任技術者免状及び第1種電気工事士免状の写し並びに実務経歴証明書

(2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で交付する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面（ファクシミリを含む。）により4に掲げる期間に行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の交付及び提出場所

和歌山県警察本部警務部会計課（施設財産係）

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2267）

ファクシミリ番号 073-423-0120

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月18日（火）までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成20年3月21日（金）までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、5に掲げる警察本部警務部会計課に持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月24日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察放置違反金関係事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月29日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

和歌山県警察放置違反金関係事務委託業務

(2) 業務内容

和歌山県警察放置違反金関係事務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務処理場所等

ア 業務処理場所

和歌山県和歌山市西1番地 交通センター内

イ 配置人員 2名

ウ 業務処理日

和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日とする。

エ 業務処理時間

1日4時間とする。

2 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月29日（金）現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (10) 現に、国税、県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

(12) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 所在地見取図

(2) (1) のア、イ、カ、ケ、コ及びサに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年3月6日（木）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
1F会議室

(2) 日時

平成20年3月4日（火）午後2時から

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所

に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部交通部交通指導課（駐車違反取締センター）

和歌山市西1番地 交通センター2階

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0356

7 申請書類に使用する言語

申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成20年3月18日（火）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

（2）（1）の説明は、平成20年3月19日（水）午後4時までに書面により求めるものとする。

（3）（2）の書面は、持参により提出するものとする。

（4）説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月21日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

（5）（2）の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成20年度和歌山県職員研修所清掃業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

（1）調達役務の名称

平成20年度和歌山県職員研修所清掃業務

（2）調達役務の仕様等

仕様書による。

（3）調達役務の場所

和歌山県和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

（4）契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第214号に規定する和歌山県職員研修所清掃業務に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

（1）場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局人事課（人材育成班）

（2）期間

平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

（1）場所

3の（1）に同じ。

（2）期間

3の（2）に同じ。

（3）（1）及び（2）の規定により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、和歌山県総務部総務管理局人事課に対して平成20年3月19日（水）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 現場説明会の場所及び日時

（1）場所

和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

和歌山県職員研修所 第1研修室

（2）日時

平成20年3月7日（金）午後1時から

6 入札執行の場所及び日時等

（1）入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の（1）に同じ。

イ 入札日時

平成20年3月24日（月）午前10時30分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

（2）（1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

（1）入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局人事課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局人事課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部

局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局人事課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2138(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4600

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

和歌山県西牟婁総合庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成20年度西総委第1号

(2) 業務名

和歌山県西牟婁総合庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 業務の場所

和歌山県西牟婁振興局総務室が指定する場所

(5) 契約期間

契約日から平成20年10月26日(日)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第215号に規定する和歌山県西牟婁振興局総務室の和歌山県西牟婁総合庁舎耐震等改修工事に伴う課室等移転業務の競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

和歌山県西牟婁総合庁舎(1階仮設庁舎内)

和歌山県西牟婁振興局総務室

(2) 期間

平成20年3月7日(金)から平成20年3月14日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時か

ら午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県西牟婁振興局総務室

電話番号 0739-26-7906（直通）

ファクシミリ番号 0739-26-7913

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

和歌山県西牟婁総合庁舎1階 中B会議室

(2) 日時

平成20年3月7日（金）午後1時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成20年4月3日（木）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年4月2日（水）午後5時までに和歌山県西牟婁振興局総務室へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県西牟婁振興局総務室の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県西牟婁振興局総務室の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県西牟婁振興局総務室

イ 所在地

和歌山県田辺市朝日ヶ丘23番1号

和歌山県西牟婁総合庁舎(1階仮設庁舎内)

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7906(直通)

ファクシミリ番号 0739-26-7913

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この一般競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

平成20年度南紀白浜空港周辺整備業務について、次のとおり一般競争入札(以下「競争入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号

平成20年度空港委託第7号

- (2) 調達役務の名称

南紀白浜空港周辺整備業務

- (3) 調達役務の仕様等

南紀白浜空港周辺の植樹管理業務(剪定、防除、施肥及び除草)で、詳細は別に定める仕様書による。

- (4) 調達役務の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所

- (5) 契約期間

契約日から平成20年12月16日まで

- (6) 業務委託期間

平成20年4月21日から平成20年12月16日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第216号に規定する平成20年度南紀白浜空港周辺整備業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内
和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

- (2) 期間

平成20年2月29日(金)から平成20年3月10日(月)までの日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3の(1)に同じ。

- (2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年3月10日(月)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3の(1)に同じ。

- (2) 期間

3の(2)に同じ。

- (3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年3月31日(月)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年4月4日(金)までに行う。

6 入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム

イ 入札日時

平成20年4月15日(火)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年4月15日(火)正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌

山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

- (2) この競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) この競争入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

平成20年度和歌山県教育委員会教育長公用車運行管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

和歌山県教育委員会教育長公用車運行管理業務委託

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 業務期間

平成20年4月1日（火）から平成21年3月31日（火）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第217号に規定する和歌山県教育委員会教育長公用車運行管理業務委託入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

(2) 期間

平成20年3月10日（月）から平成20年3月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課

電話番号 073-441-3637（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館401号室

(2) 日時

平成20年3月10日（月）午前10時00分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館402号室

イ 入札日時

平成20年3月27日（木）午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

(1) 6に定める日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係る

のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3637（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4517

- (2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度

- (2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 和歌山県警察本部

(イ) 交通センター

(ウ) 鑑識科学センター

(エ) 岡崎庁舎

(オ) 留置管理センター

(カ) 和歌山東警察署

(キ) 和歌山西警察署

(ク) 和歌山北警察署

- (3) 業務内容

仕様書による。

- (4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

- (5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第218号に規定する和歌山県警察本部庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

- (2) 期間

平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成20年3月21日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成20年3月25日（火）午後1時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たって、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がな

いときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2268)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度

- (2) 業務の名称及び場所

ア 名称

田辺運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 田辺運転免許センター

(イ) 自動車運転免許第二試験場

(ウ) 田辺警察署

- (3) 業務内容

仕様書による。

- (4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

- (5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第219号に規定する田辺運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

(2) 期間

平成20年2月29日(金)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

(ア) 会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

(イ) 田辺警察署会計課

田辺市上の山一丁目2番1号

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成20年3月21日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成20年3月25日(火)午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2268)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

- (1) 事業年度 平成20年度

- (2) 業務の名称及び場所

ア 名称

新宮運転免許センター庁舎等清掃委託業務

イ 場所

(ア) 新宮運転免許センター

(イ) 新宮警察署

- (3) 業務内容

仕様書による。

- (4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

- (5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第220号に規定する新宮運転免許センター庁舎等の清掃委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課(以下「会計課」という。)

- (2) 期間

平成20年2月29日(金)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時

から午後4時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等

- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

(ア) 会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

(イ) 新宮警察署会計課

新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成20年3月21日(金)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成20年3月25日(火)午後3時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たって、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称
会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称及び場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務

イ 場所

(ア) 和歌山県警察本部

(イ) 交通センター

(ウ) 和歌山東警察署

(エ) 和歌山西警察署

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

(5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第221号に規定する和歌山県警察本部庁舎等特定建築物維持管理委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成20年3月21日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成20年3月25日（火）午後4時

ウ 開札場所

アに同じ。

イ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たって、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

入札の執行に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額

の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（内線2268）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

和歌山県警察本部庁舎等自家用電気工作物保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付す業務の名称等

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称及び実施場所

ア 名称

和歌山県警察本部庁舎等自家用電気工作物保守管理業務

イ 実施場所

(ア) 和歌山県警察本部庁舎

(イ) 岡崎庁舎

(ウ) 警察学校

(エ) 鑑識科学センター

(オ) 機動隊庁舎

(カ) 交通センター

(キ) 留置管理センター

(ク) 田辺運転免許センター

(ケ) 航空隊庁舎

(コ) 新宮運転免許センター

(3) 業務内容

仕様書による。

(4) 入札金額

年間総額で入札することとする。

(5) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第222号に規定する和歌山県警察本部庁舎等自家用電気工作物保守管理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課（以下「会計課」という。）

(2) 期間

平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問のある者は、会計課に対して平成20年3月21日（金）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県警察本部 3階 会議室

イ 入札日時

平成20年3月25日（火）午後5時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たって、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の書面の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、地方自治法施行令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、

地方自治法施行令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、会計課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結に関する議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(内線2267)

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

諸 報

入 札 公 告

和歌山県警察放置違反金関係事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月29日

和歌山県警察本部長 鶴 谷 明 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成20年度

(2) 業務の名称

和歌山県警察放置違反金関係事務委託業務

(3) 業務の内容

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4に規定する放置違反金に関する事務(確認事務、督促及び滞納処分を除く。)の一部事務

(4) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間

(5) 入札金額

年間総金額で入札すること

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県警察放置違反金関係事務委託に係る一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター(以下「センター」という。)

電話(ファクシミリ兼用)番号 073-473-0356(直通)

(2) 期間

平成20年2月29日(金)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問があ

る者は、センターに対して平成20年3月10日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階会議室

(2) 日時

平成20年3月4日（火）午後2時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成20年3月24日（月）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない交通指導課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否 要

13 契約の締結における議会の議決の要否 否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平

成20年度当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。